

暴力団組長の使用者責任雑考

柴田敏夫

1. はじめに

1996年（平成8年）12月早々、ゼミの一女子学生が、ゼミ論のテーマ資料として、地元沖縄県の「琉球新報」の切り抜きをもってきた。それは、沖縄県で発生した暴力団組員による定時制高校生射殺事件の損害賠償認容判決を報じたものであった。私も、知人の弁護士が、浜松で暴力団事務所の建物明渡請求事件に関係しており、かつマス・メディアによる報道もあって、この種の問題には関心をもっていた。知人の弁護士も、何度となく脅かされたり危害予告を受けたこともあり、身の危険を感じたこともあると話していた（殺されなかつただけ、オウム真理教よりマシか）。

かつては、一見していかにも「やくざ」らしさ「暴力団」らしさがみられたが、近年、「暴力団」がスマートになったのか一般市民が「暴力団風」になったのか不分明だが、とにかくかつてのように外観からはなかなか判断しにくくなったことは確かである。「暴力団」は、その名のとおりに、不法・不当な暴力・暴言によって他を威圧し、一般市民にまで手を出している。しかもその理由のいかんを問わずにである。

日頃から、内心では暴力団の生態・行動に関心を有していたこともあって、この一文を書いてみる気になった。判決に対する筆者自身の感想程度に、この文のもつ意を汲みとってもらえればよいと考えている。

2. 事件の概要

事実概要に関連して、事件の発端となった抗争に至るまでを若干のべておきたい。本件の発生する2カ月前、すなわち1990年（平成2年）9月に、「三代目旭琉会」（翁長良宏会長）が内部分裂した結果、その一方が「沖縄旭琉会」（富永清会長）として旗上げし、両者間に、沖縄県の暴力団抗争史上「第六次抗争事件」と評されるような、血を血で洗う抗争が発生し、ますますエスカレートし、悲惨かつ激烈な抗争へと発展していった。

1990年9月の分裂以来41件の抗争事件を数え、暴力団員4人、すなわち10月には宜野湾市と那覇市で「沖縄旭琉会」（以下、「沖縄会」と略す）系組員が各1人ずつ、11月には浦

添市で「三代目旭琉会」（以下、「三代目」と略す）系組員が2人、それぞれ殺害された。このほか、本件被害者である高校生が、さらに本件発生の翌日に抗争を警戒中の警察官2人が、対立組織の組員に間違われて射殺されている。一連の抗争事件の結果、7人が死亡、巻きぞえで負傷した者は13人を数える。

このような経過の中、本件の概要を述べてみよう。事件は、1990年11月22日午後6時頃、「沖縄会」傘下の「島袋一家」（島袋為夫総長）の幹部組員Aの指示の下、組員B・Cの両名は、那覇市前島の「三代目」系「錦一家」事務所の2階防禦フェンスの取付作業中のアルバイト高校生を「三代目」系の組員と誤認し、発砲の末、射殺してしまった。

被害者たる高校生の両親が、実行行為者である組員2名と、指示者A、そして3名を統轄する立場の総長、さらにはその上部団体である「沖縄会」会長の計5名に対し、共同不法行為および使用者責任を理由に、総額1億1200万円の損害賠償を請求したものである。

3. 判 旨

被告B・Cおよび被告Aについて、不法行為責任を、被告富永清および被告島袋為夫について使用者責任を認める。総額5839万8530円の賠償を支払え。

4. 解 説

（1）各組織のトップに賠償責任はあるのか。

本件は、暴力団の抗争で、構成員以外に被害者が出た場合、その組織のトップに責任、ことに使用者責任が認められた、わが国最初の判決事件であろう。現代の暴力団は、「会」——「一家」——「組」という三段階構造をとっているのが通例で、今回の事件も、「沖縄会」——「島袋一家」——「伊志嶺組」・「平田組」という構造になっている。

このような構造をとる場合、この組織体が「階層的指揮監督関係」を有し、全体的組織といえるかどうかは本件の争点の一つとなっている。

暴力団事件において、いわゆる「凌ぎ型」事件では、「凌ぎ料」の上納性から会長・総長・組長等の「事業性」を認める判決が出されているが、「抗争型」事件の場合、その前提要件としての「組織の一体性」が認められるか、さらに抗争行為が「事業活動」に該るかという、二重の立証が必要であった。これらの立証は相当な困難を有するが、暴対法による「指定暴力団」としての指定が合法であるとの判断の確定も大いに役立ち、今回のような判断がしやすかったものと推量される。その結果、裁判所は、組織実体は「全体的

組織」と認定し、「会長（富永清）——一家総長（島袋為夫）——傘下組織組員（指示・実行犯A・B・C）間に使用者責任を基礎づける指揮監督関係があった」と判断し、なおかつ今回の抗争は、約2カ月前に分裂した後のそれぞれの「会」が組織防衛上行った行為であるとみて「事業性」をも認定した。すなわち、「暴力団構成員同士の単なる私闘にとどまらず、組織の存立維持のために遂行された事業」であると。

今回の判決も突然に出されたものではなく、94年8月（第一審）、94年11月（第二審）とも共同不法行為責任を認めた「佐賀地裁判決」や、96年1月に、「凌ぎ料」の不払いを原因とする器物損壊事件として、暴力団組長に使用者責任を認めた「宇都宮地裁栃木支部判決」、また暴力団同士の抗争で流れ弾にあたり死亡した19歳の女性に対する損害賠償請求事件で、4000万円和解した事件（95年5月、神戸地裁・和解）などを通じて生まれたものであろう。ことに神戸事件は和解しているが、事実上、使用者責任を認めたものと受けとめられている。したがって、抗争事件においてもトップに使用者責任を認める下地ができていたとみてよい。しかも実行行為者たる組員にはほとんど賠償能力のないのが実情であるから、それを会長等に支払わせるほか被害者救済の途はない。とすれば暴力団の組織一体性、会長等と組員との間の使用・被用関係などを肯定しなければ、トップに賠償責任を認めることは困難である。その意味で、本件につき、原告側は「共同不法行為」および「使用者責任」を併存的選択的に主張して賠償請求していたが、裁判所は、比較的認容しやすい後者を選択してトップに責任を認めたことは、妥当な措置だったと考える。

「事業性」についても、前述したように、組員は組織の防衛・存立・維持のために、会長等の手足となりその意を直接間接に受けて実行していたことも認定されたので、被害者救済は大きな前進を示したといえよう。ただ、今までの非合法的な日常活動から合法的な企業活動へと方針を変更した場合に、従来の非合法的活動をも事業行為と広く認定しなければならぬとすると、新たな問題を惹起するのではないか。この点が気がかりである。

（2）使用者責任の成否について

①「沖繩会」の事業・本件殺人事件の業務執行性

判決では、1990年（平成2年）11月に発生した「三代目旭琉会」（以下、「三代目」と略称する）と、「沖繩旭琉会」（以下、「沖繩会」と略称する）との、本件をはじめ両者間の一連の抗争事件は、9月に分裂して発足した「沖繩会」にとって、その存在を賭けた必要不可欠な組織の威力を維持防衛するために遂行されたもので、その頂点に立つ被告富永清会長および被告島袋為夫総長にとっては、その「事業」に該当すると判示している。それに続けて、実行犯たる被告A・B・Cらは組織同士の対立抗争の一環として行動し、会長

および総長の「事業」を遂行する過程において本件抗争事件を惹起したものと認定し、「沖繩会」の会長および傘下の総長・組長に使用者責任を認めることを示している。

新聞報道による限りでは、原告を救済するためにかなり無理な理由づけをしたのではないかとの印象もないわけではないが、被害者・遺族の立場を考えその救済を徹底するためには、あえてこのような理由づけをしなければならないところに裁判所の苦渋を感じず。しかも殺人を業務の一部と結果的に認めることは世の常識からは想像しがたい。が、暴力団がその組織を維持存続させるためには、そのような行為は不可避の究極の行為であり、それは世間一般に不法とみられる事実である。それに目をつむり、「業務に入らない」と言うことは簡単であるが、結果的に被害者が泣き寝入りしなければならないという現実をみれば、ますます暴力団の無法をはびこらせることになる。一方の保護が他方の無暴・無法を認めるという皮肉な結果となってしまふ。したがって、裁判所の採った立場は、被害者救済の点から、必要最小限度の、止むを得ないものといわざるを得ない。

②使用者・被用者間の指揮監督関係

(イ)「沖繩会」の組織構造と階層的指揮監督関係

「沖繩会」の組織構造は、会長の下に第二次組織として総長率いる「一家」があり、その下に組長の統轄する「組」があるという階層的組織構造をなしており、下部の者は上部組織の支配下におかれているとみられる。富永清会長の下に統轄されている「沖繩会」は全一体の組織であり、全体として組織活動をしていると判断している。

(ロ) 総長と実行犯との指揮監督関係

被告島袋為夫総長の率いる「島袋一家」は、傘下の4つの「組」の各構成員を含めて、組織防衛を暗黙の合言葉に「沖繩会」結成後の「三代目」との一連の抗争事件に臨んでいたように見られる。さらに一家のトップたる総長は、一家の若頭や行動隊長に対して、直接に指揮監督できる立場にあり、加えて、一家傘下の各組および各構成員に対し、指示を出すことのできる立場にあると考えられること、この一連の抗争事件に関する傘下各組の組員との関係も、使用者責任を基礎づける指揮監督関係を有していたと認められる。

公判で被告総長は、組員が独立して勝手に行動した結果であって、総長として命じたこととはないと証言しているようである。が、暴力団の日常の活動からみて、直接に個人の行動に命令は下さなくとも、日頃の総長の言動の中にこのような行動を組員がとることを認めるところがあれば、階層的指揮監督関係からみて、下の者は上の者の意を汲んで行動を起こせるのであるから、上に立つ者が抗争の抑制ないし終結宣言を出せば、一連の抗争事件は防げたはずである。組員が勝手に抗争を中止すれば、上からの叱責・制裁を受けるこ

とは必定であるから、この点からも、総長と構成員・組員との間には指揮監督関係を認めてよい。

(ハ) 富永清会長との指揮監督関係

1990年9月の結成以来、被告富永清「沖縄会」会長は会の階層的関係において頂点に立っており、分裂前・後の事情からみて会の構成メンバーである島袋一家ら各一家の総長に対して直接に指揮監督する立場にあり、傘下にある各組の構成員・組員に対しては、各一家の総長を通じて間接的にはあるが指示を出すことのできる立場にあったといえる。また、本件も含め一連の抗争事件は、最高位にある会長の一言で防ぎ得た事件であることから会長の責任は看過しえず、会長にも階層的指揮監督権限が直接・間接に認められることを根拠に、被告富永清会長にも使用者責任の成立を認めている。

5. 雑感

「使用者責任」の法理は、その歴史をたどれば英法にあり、Husband and wife is one person, and that is represented by husband. の格諺にもみられるように、古くイギリスでは、家族のうちの唯一の訴訟の当事者になれた家長は、自分の不法行為については当然のこと、家族や従者たちの不法行為についても、対外的には代位して責任を負う慣習法ができており、徒弟制度型労働関係の時代はもちろんのこと、19世紀の近代的雇用関係の時代においても適用をみてきたところである。この流れを日本民法の715条は汲んでおり、広義に考えれば、暴力団のトップはその下に集まっている組員の代位者として責任を負うことにつき観念的には認容できる。しかし、暴力団が、古い英法時代の「家族」と同視できるかといえは無理であり、近代的雇用関係という点からみた場合、暴力団は雇用形式をとる企業に入らないことは誰しも異論のないところであろう。したがって、暴力団のトップに責任を負わせるには、法理論構成からみて相当の困難を伴う。そこで、他に問題を生ずることを視野に入れながら、裁判所は被害者救済をはかるために、あえて「使用者責任論」の適用を考えたものと思われる。暴力団の存在にマユをひそめる人は多数いるが、そのような組織は、なくなることはまずありえないので（現在の経済体制の下では）、少なくすることを考えるべきであろう。したがって、暴力団員が正業に就きたいと真摯に考えていることが判った場合には、それにそのような社会環境づくりが必要である。口では簡単にいえるが実際には困難を伴う。したがって、家庭・学校・地域社会等の連携の下に、子どものうちからそのような方向へ走らないよう教育し、予備軍の発生を抑制することへの努力を惜しむべきではなかろう。 (以上)